三　変更後の指定施業要件
イ　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
イ　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・国土交通省告示第一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

一　海岸保全施設の位置及び種類
佐賀県有明海沿岸多良漁港海岸伊福地区海岸（太良町大字伊福甲18番6地先から伊福甲19番7地先まで）に係る海岸保全区域内の護岸
二　管理を所掌する主務大臣
国土交通大臣
三　管理を所掌する期間
告示の日から1に掲げる海岸保全施設に関する海岸保全施設整備事業及び当該事業が完了する日までに発生した災害の災害復旧事業が完了する日まで
四　所掌する管理の内容
海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業として施行する工事その他これらの工事の施行上必要な管理

○国土交通省告示第六百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第1項の規定により東京都市計画晴海三丁目西地区第1種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十日

国土交通大臣　前田　武志

一　市街地再開発事業の種類及び名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第1種市街地再開発事業
二　事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から平成二十七年度末まで
三　施行地区
東京都中央区晴海三丁目の1部
四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
五　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目8番12号
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日
平成十八年一月二十四日
七　事業計画の変更認可の年月日
平成二十四年五月三十日

○国土交通省告示第六百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
第2　事業の種類　一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山、大字加納字大加納、字峯、字西、字笹原及び字原、赤堀一丁目、大字舎人新田字護摩堂沼並びに大字五丁台字上地内
埼玉県北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地、大字下石戸上字東原、二ツ家三丁目、二ツ家四丁目、中丸七丁目及び中丸八丁目地内
2　使用の部分　埼玉県桶川市大字加納字大加納、字峯、字西、字笹原及び字原、赤堀一丁目、大字舎人新田字護摩堂沼並びに大字五丁台字上地内
埼玉県北本市中丸七丁目及び中丸八丁目地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、埼玉県桶川市大字川田谷字大沼地内の桶川北本インターチェンジから、久喜市菖蒲町上大崎字中手城地内の白岡菖蒲インターチェンジまでの延長10.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。